

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）10月23日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

（1）業務名

医療機関等勤務環境改善支援事業委託業務

（2）業務の目的

新型コロナウイルス感染症の対応で得た経験を風化させず、次への備えにつながる実践的な研修を実施することで、医療従事者への支援、安全・安心に勤務できる環境の確保及び本道における感染症対応力の向上を図る。

（3）業務内容

以下の内容を実施すること。

ア 研修の実施、調整

（ア）研修内容の検討

新型コロナウイルス感染症の対応で得た経験を風化させず、変異株の出現や新たな感染症危機にも対応できるよう、防護服の着脱をはじめとする実践的な研修内容とすること。

（イ）研修実施方法の検討

（ウ）研修資料の作成

研修資料は、事前に北海道による確認を受けること。

（エ）研修に係る講師の招へい

（オ）研修会場の確保のほか、研修実施に必要なとされる機材や物品等の準備

受講者の利便性を考慮し、道が総合振興局及び振興局に設置する感染症対策地方連絡本部単位で、各1回以上の開催とすること。

（カ）研修受講者の募集、調整

（キ）研修当日の管理、運営

（ク）研修後アンケートの実施

（ケ）その他、研修の実施に係る事項

イ 映像教材の作成

医療機関の自主研修等に活用できるよう、研修内容を基にした映像教材（DVD等）を作成し、医療機関等に配布すること。

（4）契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月27日（水）

（5）納入場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（1）複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

（2）コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。ただし、コンソーシアムの場合、アの要件については、この要件を満た

す構成員がいることをもって要件を満たすこととする。

ア 日本国内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 国税及び道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行なっていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあつては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 参加表明書の交付期間

令和5年(2023年)10月23日(月)から11月2日(木)

(日曜日及び土曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで。)

イ 参加表明書の交付場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係

なお、北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課のホームページからダウンロードすることができる。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/index.html>)

ウ 提出書類

参加表明書及び添付書類

エ 提出部数

1部

オ 提出期限

令和5年(2023年)11月2日(木) 午後5時30分(必着)

カ 提出場所

3 (1) イに同じ

キ 提出方法

持参(日曜日及び土曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで。)又は郵送(簡易書留、書留のいずれかに限る。)

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間

令和5年(2023年)10月23日(月)から11月2日(木)
(日曜日及び土曜日を除く午前8時45分から午後5時30分まで。)

(2) 交付場所

3 (1) イに同じ

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和5年(2023年)11月13日(月) 午後5時30分(必着)

(2) 提出場所

3の(1)のイに同じ

(3) 提出方法

持参(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時30分まで。)又は郵送(簡易書留、書留のいずれかに限る。)

(4) 提出部数

7部

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する部局

(1) 名称

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症危機管理係

(2) 所在地

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号

011-231-4111(内線38-922又は38-974)

10 業務上の留意事項

- (1) 受託者決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。
- (2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容について、公募型プロポーザル審査委員会（ヒアリング）を実施することとし、ヒアリングの日時場所は、別途通知する。ただし、企画提案書の提出件数が5件を超える場合は、書類選考を行うことがある。
- (3) 審査結果及び特定者名は公表する。
- (4) 詳細は、企画提案説明書による。